

阪南市行財政構造改革プラン改訂版【本編】(概要版)

1 行財政構造改革プラン改訂の背景(概要)

阪南市の財政が抱える課題と、行財政構造改革プラン改訂までの経緯
 ・高齢者人口(65歳以上)の増加、特に、後期高齢者人口(75歳以上)の割合の増加、生産年齢人口割合の減少
 ・S40～60年代の人口急増期に整備した公共施設等の老朽化、大量更新期の到来・地方分権の進展、多様化・複雑化する行政課題

【歳入】大きな伸びが期待できない
 ○市税は、生産年齢人口減少による伸び悩み
 ※市民一人当たりの税収が少ない

【歳出】経常的経費の増大
 ○増加し続ける社会保障関連経費
 ○公共施設の管理経費等の増加
 ○市制施行時採用した職員が大量に退職時期を迎えることによる人件費の増加

平成30年11月「行財政構造改革プラン(現行プラン)」策定

現行プランで一定の成果を上げたが、このままで推移すると収支不足が増大
 ～ 令和3年2月「財政非常事態宣言」を発出 ～

持続可能な行財政運営の確立に向けて、行財政構造改革プランを改訂

2 現行プランの目的・めざす姿・主な取組

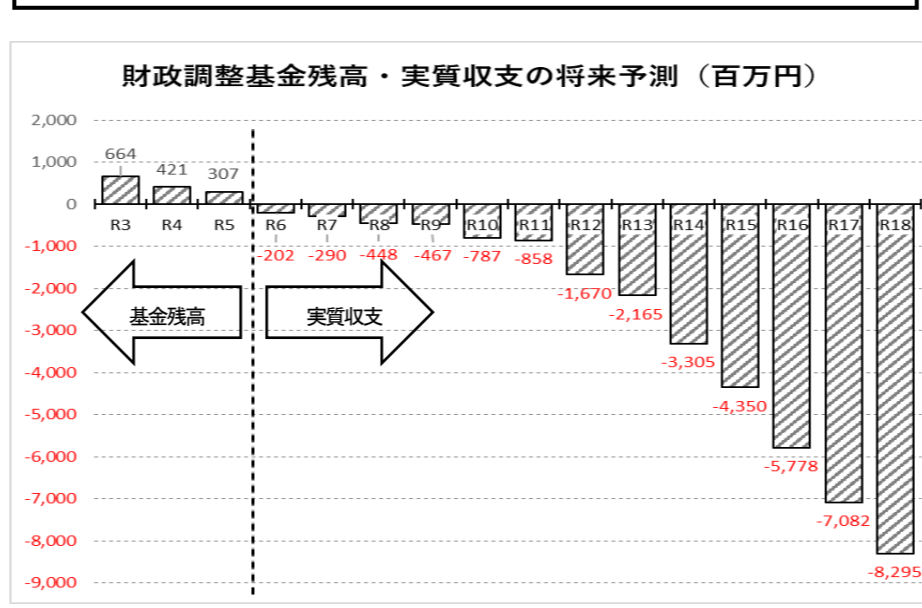
《現行プランの目的等》
 現状の危機的な財政状況を回避・回復させ、かつ、その取組過程を通して、住民自治を展望する公民協働のまちづくりを着実に推進し、「しなやかで優しく活力あふれる自立した市政」をめざすことを目的に策定

《効果額》
 取組の結果、当初の目標額を上回る約17億円を見込む(R3年3月時点)

《主な取組と効果額》

| (市民生活に影響の少ない項目) | (市民生活に直接影響のある項目) |
|------------------------------|--------------------------------|
| ・ふるさと納税の戦略的な展開 5.88 億円 | ・下水道使用料の見直し 7,300 万円 |
| ・職員給与費等の抑制 1.34 億円 | ・地域生活支援事業給付費の見直し 4,600 万円 |
| ・介護保険事業：保険者機能の強化 7,700 万円 | ・国民健康保険事業：政策減免の見直し 3,100 万円 |
| ・職員定員管理計画の見直し 7,100 万円 | など |

3 現行プランによる取組を継続した場合の財政予測



- ・2024(R6)年度に財政収支が赤字
- ・2032(R14)年度には財政再生団体
- ・2036(R18)年度には累計約83億円の収支不足が発生する見込

■早期健全化基準(▲約15億円)
 基準を超えると「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化を図ることが求められる。

■財政再生基準(▲約22億円)
 基準を超えると「財政再生計画」を策定することになり、国の管理の下、厳しい財政の健全化が求められ、大幅な行政サービスの見直しなど市民生活に大きな影響を与える。

4-1 プラン改訂版の策定の基本的な考え方

《基本的な考え方》
 ◆現行プランの「目的」及び「めざす姿」を踏まえつつ、危機的な財政状況を回避・回復させるため、これまでの取組について、その目標や効果等を徹底的に見直すとともに、プラン改訂版に示す項目を短期的・中期的・長期的に計画的に実施し、持続可能な行財政運営の確立に取り組む。

《めざすべき姿》
 「住民自治を展望する公民協働のまちづくりを着実に推進し、しなやかで優しく活力あふれる自立した市政」

- ◆誰もが健康で幸せに安全・安心に生活しやすいまち
- ◆子育て世代の希望をかなえ、子育て・子育てが満喫できるまち
- ◆阪南市に住みたくなる、魅力に溢れたまち
- ◆地域資源を活かしたにぎわいのあるまち

※第2期阪南市総合戦略(R3年3月策定)基本目標より抜粋
 現在、新総合計画策定中

4-2 プラン改訂版の策定の方向性

《方向性》
 ◆長期スパンの財政シミュレーションから見えてきた課題に対応したプラン取組目標とその効果額を短期(R4～R6)、中期(R7～R13)、長期(R14～R18)ごとに設定

《短期的取組》
 ⇒持続可能な行財政運営の確立に向けた基盤づくり
 ・大量退職を迎える職員の「定員管理計画」の見直し
 ・公共施設総量の最適化に向け、利活用計画のない施設、用地の早期売却
 ・企業誘致の促進やふるさと納税の戦略的な展開等による歳入確保

《中期的取組》
 《長期的取組》
 ⇒短期的取組期間中に課題整理した取組項目を計画的に実施し、次世代に過度な負担を残さないよう持続可能な行財政運営を確立

- ◆現行プランの柱を踏襲し、深掘したプラン
 - ▶新たな項目の抽出をはじめ、あらゆる角度からの徹底した見直し
- ◆すべての公共施設のあり方を示すプラン
 - ▶将来の人口規模等に見合った施設総量の最適化を図るため、今後の公共施設等の取扱い方針を策定

5—1 改訂版の取組：働き方改革・人材育成・協働

《働き方改革・人材育成・協働》

- ◆地域課題を共有し、多様な主体と課題解決に取り組む体制・基盤を構築
- ◆行政の守備範囲の見直し、行政のDX化等により効率的な組織を構築
- ◆多様化する行政ニーズに業務の選択と集中により、組織のコンパクト化を推進

| | |
|---------------|---|
| ▶働き方改革 | ・行政運営の効率化を図るため、公民の役割分担の推進や部長マネジメントの強化 |
| ▶人材育成 | ・行政のDX化等による効果的、効率的な業務処理体制の構築 ・職員の勤務意欲や能力を高める人事評価制度の活用 ・職員研修制度の充実 |
| ▶地域との協働のまちづくり | ・多様な主体とともに課題解決に取り組む体制・基盤を整備し「地域まちづくりを推進」 ・地域やNPOとの連携を図り、地域の担い手を創出 |
| ▶総人件費の適正化 | ・職員数削減や年齢構成の平準化など将来を見据え、「定員管理計画」の見直し ・業務の選択と集中を図り、組織のコンパクト化を推進 ・効率的な事務執行体制の構築 |

5—2 改訂版の取組：財源の積極的な確保

《財源の積極的な確保》

- ◆ふるさと納税のより一層の推進や企業誘致の促進、未利用財産等の利活用・処分等、あらゆる手法を用いて自主財源の確保に取り組む

| | |
|-------------------|---|
| ▶自主財源の確保・拡充 | ・ふるさと納税の戦略的な展開 ・総合計画等の土地利用計画見直しによる企業誘致の促進 |
| ▶企業誘致の促進 | ・シティプロモーション体制の充実と地域産業の強化 ・クラウドファンディングの積極的な活用 |
| ▶未利用財産等の利活用・処分 | ・将来の人口規模等に見合った公共施設の整理・統廃合等の対応方針の決定 ・方針に基づく貸付等の施設の有効活用、活用計画のない施設の速やかな処分等の実施 |
| ▶受益者負担の明確化・公平性の確保 | ・設定している使用料・手数料の検証と見直し ・施設使用料の減免基準の統一化 |
| ▶税金等の確保 | ・捕捉強化や現年度収納率向上等さらなる税収確保に向けた取組強化 ・市の債権回収強化に向けた庁内組織の連携強化と人材育成等の推進 |

5—3 改訂版の取組：事務事業の見直し等

《事務事業の見直し》

- ◆事務事業等において、あらゆる観点から抜本的に見直し、計画的に実施
- ◆公民の役割分担による住民自治の実現をめざし、地域社会の活性化を図る

| | |
|---------------|--|
| ▶事務事業の見直し | ・事業の目的と成果等の観点から抜本的な見直し 短期：これまでの取組を徹底的に見直すとともに、新たな取組項目の抽出 中長期：取組項目の計画的な実施 |
| ▶内部経費等の見直し | |
| ▶公共施設の再構築 | ・公共施設等の取扱い方針に基づく、各施設の課題整理及び計画的な取組の実施 ・効率的な施設運営による管理運営経費の削減 |
| ▶補助金の再構築 | 事業効果や市民ニーズへの確に対応した制度構築 ・団体補助や事業補助のあり方の検討 ・住民理解が得られる、公平性・透明性を確保できる仕組みづくり |
| ▶社会保障関連経費の適正化 | ・要支援者への必要な支援や自立活動ができる地域づくりの支援の実施 ・高齢者の孤立化防止や医療費を抑制する事業の実施 |

5—4 改訂版の取組：特別会計の経営健全化

《特別会計等の経営健全化》

| | |
|-----------|--|
| ▶下水道事業 | ・下水道事業経営戦略に基づく効率的経営の実施 ・公平・妥当な使用料の継続的な検討 ・財政事情を踏まえた下水道工事の実施 |
| ▶国民健康保険事業 | ・各事業の持続可能な制度の構築や確立を目指し、経営健全化に取り組む ・債権回収に係る庁内組織の連携強化 ・健康事業の集約化等による効果的・効率的な事業運営の実施 |
| ▶介護保険事業 | |
| ▶後期高齢医療 | |
| ▶病院事業 | ・市と指定管理者との適切な役割分担のもと地方交付税を財源とした繰出金による市民病院の維持 |

5—5 改訂版の取組：今後の公共施設等の取扱い

《今後の公共施設等の取扱い》

- ◆将来人口規模等に見合った公共施設の施設総量の最適化に向け、公共施設の取扱い方針を策定

| | |
|-----------|---------------------------------------|
| ▶市有財産の現状 | ▶継続使用する施設 |
| ・126施設 | ・31施設 |
| (内訳) | ▶今後取扱いを検討すべき施設 |
| ・活用中の公共施設 | ・95施設のうち主な施設の対応案を |
| 115施設 | ① 売却に向け取り組む施設 |
| ・未利用財産 | ② 利活用を検討する施設 |
| 11施設 | ③ その他の施設 |
| | に分類し、短期的・中期的・長期的取組として、施設ごとに取組目標期間を定める |

財政非常事態宣言の解除

財政非常事態宣言は市民の不安や本市のマイナスイメージをもたらす要因ともなりかねないことから、一定の改善が見られる場合は、宣言を解除

解除要件：3年連続して次の基準を2つ以上満たす場合

- ・決算時に財政調整基金を取り崩さなかった場合
- ・財政調整基金が15億円(標準財政規模の10%+α(災害対策等))以上となった場合
- ・経常収支比率が95%以下となった場合

《プラン改訂版取組実施後の効果額及び収支予測》

